訪問入浴介護「基準チェックシート」

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 |  |
| 事業所名 |  |
| 法人名 |  |
| 点検者職氏名 |  |
| 備考 |  |

【用語の定義】

　　　　　　　法　・・・介護保険法(平成9年12月17日　号外法律第123号)

　　　　　　　令　・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日　厚生省令第37号)

　　　　　　　通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日　老企第25号)

　　　　　　　条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年　札幌市条例第８号)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 第１　基本方針 | 指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものになっているか。 | 適・否 | 法第73条第1項条例第48条（令第44条） | ・定款、寄付行為等・運営規程・パンフレット等 |
| 第２　人員に関する基準１　従業者の員数 | 　(1)　指定訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 ①　看護職員１以上 ②　介護職員２以上 | 適・否 | 法第74条第1項条例第49条第1項（令第45条第1項） | ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）・従業者の勤怠状況がわかるもの（例・タイムカード、勤怠管理システム）・資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し） |
| (2)　訪問入浴介護従業者のうち1人以上は常勤であるか。常勤： 当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。　 なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支　　　　えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達　　　　していれば常勤の要件を満たす。 | 適・否 | 条例第49条第2項（令第45条第2項） |  |
| ２　管理者 | 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） | 適・否 | 条例第50条（令第46条） | ・管理者の雇用形態がわかるもの・管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）・管理者の勤怠状況がわかるもの（例・タイムカード、勤怠管理システム） |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 第３　設備に関する基準 | (1)　指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。 | 適・否 | 法第74条第2項条例第51条第1項（令第47条第1項） | ・平面図・設備、備品台帳 |
| (2)　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の設備・備品等を保管するための必要なスペースが確保されているか。 | 適・否 | 通知第3の二の2(2) |
| (3)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えているか。 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。　指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第49条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。 | 適・否 | 平11厚令37第47条第1項通知第3の二の2(3)条例第51条第2項（令第47条第2項） | ・浴槽、机、椅子、電話、手指洗浄設備等、車両（浴槽運搬用等） |
| 第４　運営に関す　る基準１　内容及び手続の説明及び同意 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者　のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供　の開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 適・否適・否 | 法第74条第2項条例第59条（第9条準用）（令第54条 (第8条準用）) | ・重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの）・利用契約書 |
| (2)　重要事項を記した文書に、下記①～⑤の内容が記載されているか。① 運営規程概要② 訪問介護員等の勤務体制③ 事故発生時の対応④ 苦情処理の体制⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 | 有・無有・無有・無有・無有・無 | 準用(通知第3の一の3(2)） |
| ２　提供拒否の　禁止 | 指定訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒んではいないか。　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。（正当な理由の具体例） ①　当該事業所の現員では対応しきれない。 ②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。③　適切なサービスを提供することが困難である。 | 適・否 | 条例第59条（第10条準用）（令第54条(第9条準用）)準用(通知第3の一の3(2)） | ・利用申込受付簿・要介護度の分布がわかる資料 |
| ３　サービス提供　困難時の対応 | 　指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 適・否 | 条例第59条（第11条準用）（令第54条(第10条準用）) | ・サービス提供依頼書 |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| ４　受給資格等の　確認 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 適・否 | 条例第59条（第12条第1項準用）（令第54条(第11条第1項準用)） | ・利用者に関する記録・被保険者証の写  |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問入浴介護を提供するように努めているか。 | 適・否 | 法第73条第2項条例第59条（第12条第2項準用）（令第54条(第11条第2項準用） |
| ５　要介護認定の　申請に係る援助 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。・　必要な援助とは ①　要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②　利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。 | 適・否 | 条例第59条（第13条第１項準用（令第54条(第12条第1項準用)） | ・利用者に関する記録 |
|  | (2)　指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第59条（第13条第2項準用）（令第54条(第12条第2項準用） |  |
| ６　心身の状況等　の把握 | 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適・否 | 条例第59条(第14条準用)（令第54条(第13条準用） | ・居宅支援経過・サービス担当者会議の記録 |
| ７　居宅介護支援　事業者等との連　携 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 条例第59条（第15条第1項準用）（令第54条（第14条第1項準用） | ・サービス担当者会議の記録 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | 条例第59条（第15条第2項準用）（令第54条(第14条第2項準用） |  |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| ８　法定代理受領　サービスの提供　を受けるための　援助 | 指定入浴訪問介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、①　居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。②　その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。 | 適・否 | 条例第59条（第16条準用）（令第54条(第15条準用） | ・(利用者の届出書)・居宅サービス計画 |
| ９　居宅サービス　計画に沿ったサ　ービスの提供 | 指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第17条準用）（令第54条(第16条準用） | ・居宅サービス計画 |
| 10　居宅サービス　計画等の変更の　援助 | 指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。・　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合　には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 | 適・否適・否 | 条例第59条（第18条準用）（令第54条（第17条準用）準用(平11老企25第3の一の3(8)) | ・居宅サービス計画・利用者に関する記録 |
| 11　身分を証する　書類の携行 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第19条準用）（令第54条（第18条準用） | ・実態確認・就業規則・業務マニュアル・研修マニュアル |
| (2)　証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名の記載があるか。  | 適・否 | 準用（通知第3の一の3(8)） | ・身分を証する書類 |
| 12　サービスの提　供の記録 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第20条第1項準用）（令第54条（第19条第1項準用） | ・居宅サービス計画・サービス提供記録 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第20条第2項準用）（令第54条(第19条第2項準用） |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 13 利用料等の　受領 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 適・否 | 条例第52条第1項（令第48条第1項） | ・サービス提供票、別表・領収証・請求書 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。｛法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した場合｝・　10割相当額の支払いを受けているか。 | 適・否適・否 | 条例第52条第2項（令第48条第2項） | ・運営規程（利用料そ　の他の費用の確認）・サービス提供票、別表・領収証・請求書 |
|  | (3)　指定訪問入浴介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 ②　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 | 適・否 | 条例第52条第3項（令第48条第3項） | ・重要事項説明書・運営規程（実施区域　の確認）・領収証控・車両運行日誌 |
|  | (4)　指定訪問入浴介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 適・否 | 条例第52条第4項（令第48条第4項） | ・説明文書・利用申込書・同意書 |
|  | (5)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。 | 適・否 | 法第41条第8項 | ・領収書 |
|  | (6)　指定訪問入浴介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問入浴介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問入浴介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問入浴介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ　 個別の費用ごとに区分して記載しているか。・　領収証には費用区分を明確にしているか。①　基準により算定した費用の額又は現に要した費用②　その他の費用（個別の費用ごとの区分） | 適・否 | 施行規則第65条 | ・領収書 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 14　保険給付の請　求のための証明　書の交付 | 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第22条準用）（令第54条（第21条準用） | ・サービス提供証明書 （控） （介護給付費明細書代用可） |
| 15　指定訪問入浴　介護の基本取扱　方針 | (1)　指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われているか。 | 適・否 | 条例第53条第1項（令第49条第1項） | ・訪問入浴介護計画書 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。（年１回以上の頻度で行うよう努めてください。）※直近の実施日：　　　　年 　　月 　　日 | 適・否 | 条例第53条第2項（令第49条第2項）法第73条第1項 | ・訪問入浴介護計画書・評価を実施した記録 |
| 16　指定訪問入浴　介護の具体的取　扱方針 | (1)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。・　訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰　部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。 | 適・否 | 条例第54条第1号（令第50条第1号） | ・訪問入浴介護記録 |
| (2)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 適・否 | 条例第54条第2号（令第50条第2号） |
|  |
| ・使用しているパンフレット等 |
| (3)　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 | 適・否 | 条例第54条第3号（令第50条第3号） | ・サービス提供記録等 |
| (4)　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 | 適・否 | 条例第54条第4号（令第50条第4号） | ・サービス提供記録等 |
| (5)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 | 適・否 | 条例第54条第5号（令第50条第5号） | ・研修参加記録・研修計画表・研修会資料 |
| (6)　指定訪問入浴介護の提供は、１回の訪問につき、看護職員１人及び介護職員２人をもって行うものとし、これらの者のうち１人を当該サービスの提供の責任者としているか。 ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合において、看護職員に代えて介護職員を充てる際には、主治の医師の意見を確認した上で行っているか。 | 適・否 | 条例第54条第6号（令第50条第6号） | ・訪問入浴介護記録・研修参加記録等・主治の医師の意見確　認書類 |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
|  | (7)　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、 特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。・ 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者１人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。・ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者１人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。・消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従事者に周知させること。 | 適・否 | 条例第54条第7号（令第50条第7号）通知第3の二の3(2)の⑤ | ・定期消毒の記録等・業務マニュアル・研修資料 |
| 17　利用者に関す　る市町村への通　知 | 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 条例第59条（第27条準用）（令第54条(第26条準用)） | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| 18　緊急時等の対　　応 | (1)　訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。・ 協力医療機関を定めているか（事業の通常の実施地域内にあることが望ましい）。・ 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。 | 適・否適・否適・否 | 条例第55条（令第51条） | ・契約書・運営規程・利用者に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| (2)　緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | 適・否 | 通知第3の二の3(3)の② | ・契約書 |
| 19　管理者の責務 | (1)　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 適・否 | 条例第56条第1項（令第52条第1項） | ・組織図・組織規程・運営規程・業務報告書・業務日誌 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 適・否 | 条例第56条第2項（令第52条第2項） |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 20　運営規程 | 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　サービスの利用に当たっての留意事項 ⑦　緊急時等における対応方法 ⑧　虐待の防止のための措置⑨　その他運営に関する重要事項 | 適・否 | 条例第57条（令第53条） | ・運営規程 |
| 21　勤務体制の確保等 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従事者の勤務の体制を定めているか。 | 適・否 | 条例第57条の2第1項（令第53条の2第1項） | ・従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表）・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの |
| (2)　指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（予定と実績）を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | 適・否 | 通知第3の二の3(6)の① |  |
| (3)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しているか。 | 適・否 | 条例第57条の2第2項（令第53条の2第2項） |
| (4)　指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 適・否 | 条例第57条の2第3項（令第53条の2第3項） | ・研修の計画及び実績がわかるもの |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 21　勤務体制の確保等 | （5）指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。※当該義務付けの対象とならない者は具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程または訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ、はり師、きゅう師等とする。 | 適・否 | 条例第57条の2第3項（令第53条の2第3項） | ・研修の計画及び実績がわかるもの |
| （6）指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問入浴介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第57条の2（令第53条の2） | ・職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針 |
| 22　業務継続計画の策定等 | （1）指定訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第59条（第32条の2準用）（令第54条（第30条の2準用） | ・業務継続計画書・研修計画の計画及び実績がわかるもの・訓練の計画及び実績がわかるもの |
| （2）指定訪問入浴介護事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施しているか。 | 適・否 |  |
| （3）指定訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 適・否 |  |
| 23　衛生管理等 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。　 特に、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 | 適・否 | 条例第59条（第33条第1項準用）（令第54条（第31条第1項準用）準用(通知第3の一の3(20)） | ・健康診断の記録・衛生マニュアル等・手袋およびマスク等 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 適・否 | 条例第59条（第33条第2項準用）（令第54条（第31条第2項準用）） |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 23　衛生管理等 | (3)　指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。②　当該指定訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。③　指定訪問入浴介護事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 適・否適・否適・否適・否 | 条例第59条（条例第33条第3項準用）（令第54条（令第31条準用）） | ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの・感染症の予防及びまん延の防止のための指針・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況結果がわかるもの |
| 24　掲示 | 　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（書面を事業所に備え、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで、掲示に代えることができます。）・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認・掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。（令和7年4月1日より義務化） | 適・否適・否 | 条例第59条（第34条準用）（令第54条（第32条準用）） | ・掲示物 |
| 25　秘密保持等 | (1)　指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 適・否適・否 | 条例第59条（第35条第1項準用）（令第54条（第33条第1項準用） | ・従業者の秘密保持誓約書 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第59条（第35条第2項）（令第54条（第33条第2項準用）） |
|  | (3)　指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | 適・否 | 条例第59条（第35条第3項準用）（令第54条（第33条第3項準用）） | ・個人情報の利用に関する同意書 |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 26　広告 | 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 適・否 | 条例第59条（第36条準用）（令第54条（第34条準用）） | ・パンフレット・チラシ・WEB広告 |
| 27　居宅介護支援　事業者に対する　利益供与の禁止 | 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適・否 | 条例第59条（第37条準用）（令第54条（第35条準用）） |  |
| 28　苦情処理 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定入浴訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　 ※必要な措置とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつWEBサイトに掲載すること等である。 | 適・否 | 条例第59条（第38条第1項準用）（令第54条（第36条第1項準用）準用(通知第3の一の3(23)の①） | ・苦情の受付簿・苦情への対応記録 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  | 適・否 | 条例第59条（第38条第2項準用）（令第54条（第36条第2項準用） |  |
| (3)　指定訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適・否 | 準用(通知第3の一の3(28)の②） |
| (4)　指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。　 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第59条（第38条第3項準用）（令第54条（第36条第3項準用） | ・指導等に関する記録 |
| (5)　指定訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第38条第4項準用）（令第54条（第36条第4項準用）） |
| (6)　指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第59条（第38条第5項準用）（令第54条（第36条第5項準用）） |
| (7)　指定訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第38条第6項準用）（令第54条（第36条第6項準用） |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 29　相談援助事業等への協力 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第59条（第39条準用）（令第54条（第36条の2準用）） | ・苦情に関する記録 |
| (2)　事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、正当な理由がある場合を除き、居住する利用者以外にもサービス提供をしているか。 | 適・否 |
| 30　事故発生時の　対応 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第59条（第40条第1項準用）（令第54条（第37条第1項準用） | ・事故対応マニュアル・事故記録・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの・損害賠償の実施状況がわかるもの |
|  | (2)　指定訪問入浴介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第40条第2項準用）（令第54条（第37条第2項準用）） |
|  | (3)　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 適・否 | 条例第59条（第40条第3項準用）（令第54条（第37条第3項準用） |
|  | (4)　指定訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 適・否 | 準用(通知第3の一の3(24)の③） |
| 31　虐待の防止 |  事業所は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じているか。①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。②事業所における虐待防止のための指針を整備しているか。③事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。④①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否 | 条例第59条（条例第40条の2準用）（令第54条（令第37条の2）） | ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの・虐待の防止のための指針・虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの・担当者を置いていることがわかるもの |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| 32　会計の区分 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 適・否 | 条例第59条（第41条準用）（令第54条（第38条準用）） | ・会計関係書類 |
| (2)　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。 | 適・否 | 平13老振18 |
| 33　記録の整備 | (1)　指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適・否 | 条例第58条第1項（令第53条の3第1項） | ・職員名簿・設備・備品台帳・会計関係書類 |
| (2)　指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しているか。 ①　提供した具体的なサービスの内容等の記録　②　第54条第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③　条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録 ④　条例第38条第２項の規定による苦情の内容等の記録 ⑤　条例第40条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 | 適・否 | 条例第58条第2項（令第53条の3第2項） | ・各種保存書類・訪問入浴介護計画書・サービス提供記録・身体拘束に係る記録・市町村への通知に係　る記録・苦情に関する記録・事故に関する記録 |
| (3)　(2)の①～④の書類について、以下の期間保存しているか。　①　（2）の①については、当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日まで　②　（2）の②～⑤については、その完結の日から2年を経過した日まで | 適・否 |  |  |